

平成 17 年度事業報告書

自 平成 17 年 4 月 1 日
至 平成 18 年 3 月 31 日

I. 事業の概要

平成 17 年度は、年度当初から（財）日本薬剤師研修センターからの研修認定薬剤師制度の認証申請に対する評価作業が始まったが、年度内にさらに 3 件の認証申請を受け付け、評価、認証の事業活動が続けられた。

この間内部的には、具体的な申請書の評価作業を通じて、認証に値する認定制度の具備すべき組織体制、提供する研修内容、求めるべき水準等について、役員や認定制度委員と詳細に意見の交換を行い、標準となる考え方の確立を図るとともに、要項類の整備を行った。

また外部的には、薬剤師の、生涯を通じての良質な学習体制を全国的に構築するために、薬剤師への研修等の提供およびその成果認定を実施あるいは計画しているいくつかの団体・組織からの質問や依頼に対応して、育成支援、相談業務を行った。

II. 認定制度の評価および認証に関する事業

1. 認定制度の認証

次の 3 件の認定制度について評価・認証が行なわれた。

1) 日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度 (G01)

認証申請：平成 17 年 3 月 23 日

評価付託：平成 17 年 3 月 25 日

評価結果総括報告：平成 17 年 5 月 30 日

認証状発効日：平成 17 年 6 月 20 日

2) 東北大学 21 世紀 COE プログラムの MCS 認定制度 (E01)

認証申請：平成 17 年 6 月 30 日

評価付託：平成 17 年 7 月 15 日

評価結果総括報告：平成 17 年 11 月 14 日

認証状発効日：平成 17 年 12 月 12 日

3) 東邦大学薬学部の生涯学習認定制度 (G02)

認証申請：平成 17 年 12 月 22 日

評価付託：平成 18 年 1 月 4 日

評価結果総括報告：平成 18 年 2 月 21 日

認証状発効日：平成 18 年 3 月 13 日

2. 評価基準の確立—認定制度委員との連絡

年度内 3 回にわたる理事会、12 月に行なわれた認定制度委員連絡会、および

G01、E01、G02の評価過程のそれぞれにおいて提起された評価基準関連の考え方や疑問点については、その都度認証機構の見解や方針を説明して合意を求め、合意された点については今後の評価における判断基準とすることとした。

認証事業における認定制度委員の役割は重要であり、妥当な評価が行なわれるように常に連絡を密にし意思の疎通を図った。

3. 要項類の改訂

理事会および認定制度委員連絡会の意見をもとに、要項類を分かりやすく、現実に即した内容に改訂しホームページ等に公表した。

①認証の手順（平成17年12月12日） 認証の対象とする制度の分類で生涯研修認定制度の中に「特定領域認定制度」を設けた。薬剤師の積極的業務活動に有効な「アピール」が可能な認定制度とする。

②認証申請の指針（平成17年12月12日） 提供する研修の質を保証するシステムの明示を求める。認証されたプロバイダー間で、認定のための単位を相互に有効とする（受講シール、受講証明書等）。

③認証に当たっての確認事項（平成17年12月12日） 記載改訂。

④認証に関わる経費（平成18年1月25日） 認証費用を入社会費、更新会費を認証後の年会費とすることほか。

⑤これまでに受けた外部からの質問、相談事項を40項目にまとめてそれに回答を付して「よくある質問」としてホームページに掲載した（平成18年2月5日）。

III. 認定制度の育成、支援事業

地域あるいは職域の薬剤師団体から、薬剤師生涯研修の実施と認定制度の設立に必要な条件等について問い合わせがあり、認証機構の認証基準と評価方針について説明、指導を行なった。

生涯研修認定制度については、実施母体は非営利中立の団体であること、傘下の薬剤師に限定せずに全ての薬剤師に門戸を開くこと、研修の立案、実施についての責任ある組織を持つこと、研修の事前・事後評価体制を整えること等が原則的条件であることを強調している。

本年度に事務所に来所し面談を行なった団体は、イオンウェルシエア、保険薬局協会、薬局協励会、スギ薬局である。

IV. 会議の開催

◇ 第1回社員総会・理事会（平成17年6月20日）

◇ 第2回理事会（平成17年12月12日）

◇ 第2回社員総会・第3回理事会（平成18年3月13日）

◇ 認定制度委員連絡会（平成17年12月16日）